

## 大網白里市瑞穂地区コミュニティバス運行業務仕様書

### (適用範囲)

**第1条** 本仕様書は、大網白里市瑞穂地区コミュニティバス運行業務（以下「本業務」という。）について、その業務内容及び大網白里市（以下「市」という。）と契約を締結する運行事業者（以下「事業者」という。）が守らなければならない事項を定めたものである。

### (目的)

**第2条** 市の公共交通空白地域を解消すること及び地域の実情に即した持続性のある公共交通システムの実現を目的として、瑞穂地区の一部と大網市街地を結ぶコミュニティバスの運行を行う。

### (業務実施)

**第3条** 本業務は、市と事業者で締結する契約及び本仕様書に基づき、実施するものとする。

### (業務内容)

**第4条** 本業務の業務内容は、下記のとおりとする。

#### (1) 運行形態

市と事業者は、本仕様書に基づく契約を締結し、事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて、路線定期運行を行う。

#### (2) 運行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎日。

#### (3) 運行ルート（別紙路線図参照）

永田駅を起点、大網病院を終点として、瑞穂地区の一部及び大網市街地を結ぶ往復ルート（延長 約13.3km）を原則として、市と事業者で調整する。

#### (4) 停留所（別紙路線図参照）

- ①停留所の設置及び管理については、市が行う。
- ②既存バス路線と重複する路線については、既存の停留所と同一箇所を停留所とする。
- ③国道、県道及び交通量が多い等の理由により安全な運行に支障がある市道の一部を除き、自由乗降を可能とする。

#### (5) 運行本数及び時刻表（別紙時刻表参照）

運行本数は、一日7便（上り4便・下り3便）とし、時刻表は別紙時刻表を原則として、市と事業者で調整する。

#### (6) 車両

運行に使用する車両は、乗車定員14人程度のワンボックスタイプとし、バリアフリー対応車両とするが、車イス対応については、不要とする。

また、車両の調達・管理は事業者が行い、車両の車検・点検及び故障・修理等により使用出来ない場合の予備車両は、事業者で準備する（予備車両については、乗車定員5人以下のセダン型車両の提案を認めるが、乗車定員超過時には、増発便にて対応するものとする。）。

車両のデザインについては、白里地区コミュニティバスの車両と区別できるように、メーカー仕様の中から決定すること。

※令和9年度以降の運行で使用する車両については、本仕様書に記載されている車両規格と異なる場合がある。

## (7) 運賃

下記のとおりとする。

大人（中学生以上）	200円
小人（小学生）	100円
障がい者（障害者手帳の提示による）	100円
運転免許自主返納者（運転経歴証明書の提示による）	100円

なお、事業者は、民間路線バスへの乗継ぎを行う利用者又は民間路線バスから乗継ぎを行う利用者を対象とした割引券の配布、受領等、割引に係る事務を行うものとする。

## (8) 補助金

当該事業は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するため、申請を遅滞なく行うものとし、事業者は補助金の申請に協力するものとする。

## (9) 広告掲載

事業者は、事業者が所有する車両に対し、市が募集した有料広告の掲載を許可するものとする。なお、広告の掲載方法等については、市と事業者で別途協議する。

## (10) 回数券の販売

事業者は、コミュニティバス車内において、回数券を販売するものとする。なお、回数券販売によって得た販売益については、当月分の販売益を翌月の10日までに、市が指定する口座に入金すること。

## (その他業務に係る事項)

**第5条** その他業務に係る事項は、下記のとおりとする。

- (1) 事業者は、運行開始日までに、業務内容に基づき、当該路線について道路運送法をはじめ関係法令に基づく許認可を完了し、運行開始日から問題無く運行を開始すること。
- (2) 運賃は、事業者の責任において徴収し、当月分の運賃相当額を翌月の10日までに、市が指定する口座に入金すること。
- (3) 委託料の支払いは、毎月払いとする。
- (4) 車両の前後面及び側面に「大網白里市瑞穂地区コミュニティバス」と明示することとし、利用者が系統の別を判断可能にするため、運行系統（上り・下り）を明示すること。なお、明示方法及び内容については、事前に市と協議のうえ決定し、その費用は事業者が負担すること。

- (5) 事業者は、各便のバス停留所又は区間ごとの乗降者数及び1日の運賃収入等、その他市が依頼する調査に協力すること。
- (6) 業務内容に変更が生じる場合には、事業者は市と協議のうえ事務等にあたること。

#### (運行管理)

**第6条** 事業者は業務執行にあたり、以下の内容について、常に適正な運行管理に努めること。

- (1) 事業者は、業務執行するにあたり管理責任者を定め、市に報告すること。
- (2) 管理責任者は、乗務に携わる者を監督し、常に適正な運行管理に努めなければならない。
- (3) 管理責任者は、乗務に携わる者には、心身に異常のある者を従事させないこと。
- (4) 乗務中に事故が発生した場合は、乗務員は人命救助を優先し、直ちに管理責任者に報告し指示を仰ぐこと。管理責任者は事故を調査し、市に事故の詳細を書面にて報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障及び苦情等についての対応も同様とする。
- (5) 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は運休する場合は、速やかに市へ報告すること。
- (6) 運行中の事故等による損害又は障害等に対する賠償は、事業者がその責を負うこと。ただし、事業者の責によらないものはこの限りではない。
- (7) 道路工事等によるルート変更等の対応は、事業者で行う。なお、市は必要に応じて情報提供を行い、運行に支障がないように協力する。
- (8) 事業者は、利用者からの意見や要望があった場合は、速やかに市に報告し対応を協議する。
- (9) 感染症対策について、定期的な換気、消毒等の対策を講じるとともに、乗客への注意喚起も併せて行うこと。

#### (その他事項)

**第7条** 本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、市と事業者で協議のうえ、決定する。